

競漕規則改定（平成25年8月）について

新 旧 対 照 表 改定箇所は、赤字で表示しています。

現 行	改 定 案
第1条 社団法人日本ボート協会（Japan Rowing Association 略称 J.A.R.A）主催又は主管（主管とは主催者に協力して大会の運営を司ることをいう）の大会は、すべて本競漕規則により行われる。 以下省略	第1条 <u>公益</u>社団法人日本ボート協会（Japan Rowing Association 略称 J.A.R.A）主催又は主管（主管とは主催者に協力して大会の運営を司ることをいう）の大会は、すべて本競漕規則により行われる。 以下省略
第2条 （社）日本ボート協会加盟の協会が主催又は主管する大会は、本競漕規則によることを原則とする。	第2条 （<u>公</u>社）日本ボート協会加盟の協会が主催又は主管する大会は、本競漕規則によることを原則とする。
第4条 （社）日本ボート協会主催又は主管の大会は次のとおりとする。 （1）全日本選手権大会 （ア）全日本選手権 （イ）全日本軽量級選手権 （ウ）全日本大学選手権 （エ）全日本社会人選手権 （オ）全日本高等学校選手権 （カ）全日本ジュニア選手権 （キ）全日本新人選手権 （ク）全日本中学選手権	第4条 （<u>公</u>社）日本ボート協会主催又は主管の大会は次のとおりとする。 （1）全日本選手権大会 （ア）全日本選手権 （イ）全日本軽量級選手権 （ウ）全日本大学選手権 （エ）全日本社会人選手権 （オ）全日本高等学校選手権 （カ）全日本ジュニア選手権 （キ）全日本新人選手権 （ク）全日本中学選手権

- (2) 国民体育大会ボート競技
- (3) 国際大会
- (4) マシンローイング大会、オックスフォード盾その他理事会で特に定めた大会

第7条

- ①コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は標準13.5m、最小限12.5m、最大限15mとする。
- ②レーン番号は原則として判定所の対岸より起算する。
- ③コースは原則として大会の2日前に完備しなければならない。ただし、船舶の航行に支障がある場合はこの限りでない。
- ④コースの競漕用設備の詳細は（社）日本ボート協会コース規格に定めるところによる。

第10条

- ①大会で行われる競漕種目、距離及び競漕艇の重量は次のとおりとする。艇の重量には、シート・リガー・クラッチ等の通常装備を含むが、オール及び電気メガホン等は含まないものとする。但し、通常一定の装備品は艇に付けたままにしておくことが許される。この場合には、以下に示す標準重量を艇の計測値から差し引く。

艇内マイク用スピーカー	1個あたり	0.15 kg
スピーカー用配線	実際に敗線してある場所1座席あたり（coxbox用カップ及びマグネット含む）	0.10 kg
飲料水用ボトルホルダー	1個あたり	0.10 kg
ストロークコーチ用の台座、マグネット、配線	1セットあたり	0.10 kg

- (2) 国民体育大会ボート競技
- (3) 国際大会
- (4) マシンローイング大会、オックスフォード盾その他理事会で特に定めた大会

第7条

- ①コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は標準13.5m、最小限12.5m、最大限15mとする。
- ②レーン番号は原則として発艇員から見て左手側より起算する。
- ③コースは原則として大会の2日前に完備しなければならない。ただし、船舶の航行に支障がある場合はこの限りでない。
- ④コースの競漕用設備の詳細は（公社）日本ボート協会コース規格に定めるところによる。

第10条

- ① 会で行われる競漕種目、距離及び競漕艇の重量は別表のとおりとする。艇の重量にはシート・リガー・クラッチ等の通常装備の他、艇と一体もしくは艇に固定されている艇内マイク用スピーカー・その他の電子装備品、そのケーブル・ワイヤー及びその他の装備品を含むが、オール及びレーンナンバープレートは含まないものとする。
艇の計量については、細則に規定する。

②規定の重量に満たない艇は競漕会に出漕することはできない。
ただし、おもりを積載固定し、艇の重量を満たす処理をしたときは、競漕会に出漕することができる。

③艇計量の結果、規定の重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位とする。

もし、そのクルーが同じ種目の次のレースに再度重量不足の艇で出漕した場合は失格とする。

【競漕種目、距離及び競漕艇の最低重量の表】

種目	艇の重量	記号	女子種目	距 離	
舵手つきフォア	5 1 k g 以上	4 +	◆	2000	1000
ダブルスカル	2 7 k g 以上	2 ×	◆	2000	1000
舵手なしペア	2 7 k g 以上	2 -	◆	2000	1000
シングルスカル	1 4 k g 以上	1 ×	◆	2000	1000
舵手つきペア	3 2 k g 以上	2 +		2000	1000
舵手なしフォア	5 0 k g 以上	4 -	◆	2000	1000
舵手なし クォドルブル	5 2 k g 以上	4 ×	◆	2000	1000
エイト	9 6 k g 以上	8 +	◆	2000	1000
舵手つき クォドルブル	5 3 k g 以上	4×+	◆	2000	1000
ナックルフォア	—	KF	◆		1000

②規定の重量に満たない艇は競漕会に出漕することはできない。ただし、おもりを積載固定し、艇の重量を満たす処置をしたときは、競漕会に出漕することができる。

③艇計量の結果、規定の重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位とする。

なお、同一レースで複数のクルーに艇重量不足が生じた場合は、不足重量の少ないものほど上位とする。

もし、そのクルーが同じ種目の次のレースに再度重量不足の艇で出漕した場合は失格とする。

【競漕種目、距離及び競漕艇の最低重量の表】

種目	艇の重量	記号	女子種目	距 離			
舵手つきフォア	5 1 k g 以上	4 +	◆	2000	1500	1000	500
ダブルスカル	2 7 k g 以上	2 ×	◆	2000	1500	1000	500
舵手なしペア	2 7 k g 以上	2 -	◆	2000	1500	1000	500
シングルスカル	1 4 k g 以上	1 ×	◆	2000	1500	1000	500
舵手つきペア	3 2 k g 以上	2 +		2000	1500	1000	500
舵手なしフォア	5 0 k g 以上	4 -	◆	2000	1500	1000	500
舵手なし クォドルブル	5 2 k g 以上	4 ×	◆	2000	1500	1000	500
エイト	9 6 k g 以上	8 +	◆	2000	1500	1000	500
舵手つき クォドルブル	5 3 k g 以上	4×+	◆	2000	1500	1000	500
ナックルフォア	—	KF	◆			1000	500

第10条 細則 艇の計量

①重量計

艇計量に使用する重量計は、公的な検査機関が検定し、認証を受けたもので、その数値は0.1 kg単位を表示するものとする。

重量計は、競漕会開始時に標準重量を用いて検定し、その正確性を確認するものとする。

②艇計量対象クルーの選定

審判長は、各種目のレース開始前に計量する艇を無作為抽出により選定できるものとする。

また、審判長は、規定の艇重量を下回っている疑いがある場合は当該クルーを艇計量対象とすることができる。

③クルーへの告知

レース終了後、主審もしくは監視員があらかじめ選定したクルーに対して、艇計量を指示することができる。

④計量時の対応

第10条第1項に規定する艇重量に含まれる装備品以外のもの（艇内に貯留した水、工具、布、スポンジ、ボトル等）は、艇計量時に取り除かなければならない。

ただし、艇外表面に自然に付着した水をふき取る必要はない。

⑤艇重量不足時の対応

計量により、艇重量不足が生じた場合、次の手順により処理するものとする。

⑤－1 1回目の計量結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者の署名を受ける。

⑤－2 クルー代表者立会のもと、重量計を所定の標準重量を用いて検定

34条

①出漕クルーは、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置につかなければならない。

本項に違反したクルーは、発艇時における不利益を理由に異議を申し立てることはできない。

②やむを得ない理由により遅延するクルーは、あらかじめその理由を最寄りの審判員に申し述べ、審判長の許可を得なければ失格とする。

③発艇員は、発艇時刻に到着していないクルーを待つことなく発艇することができる。この場合、そのクルーを失格とする。

第45条 競漕に参加したクルーは、競漕中に受けた損傷を理由に競漕の延期、又は無効を主張することはできない。

ただし、発艇区域内（発艇線より100m以内）で、クルーが艇または装備に故障が生じたことを表明したら、発艇員または主審はレースを止めなければならない。発艇区域内で起こった損傷については、主審が決定する。

する。

その結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者の署名を受ける。

⑤-3 2回目の計量を行い、規定の重量を満たした場合には、計量合格とするが、規定の重量を再度下回る場合には、計量結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者の署名を受け、審判長に提出する。

第34条

①出漕クルーは、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置につかなければならない。

本項に違反したクルーには警告を与え、不正スタート1回で除外とする。

②やむを得ない理由により遅延するクルーは、あらかじめその理由を最寄りの審判員に申し述べ、審判長の許可を得なければ失格とする。

③発艇員は、発艇時刻に到着していないクルーを待つことなく発艇することができる。この場合、そのクルーを失格とする。

第45条 競漕に参加したクルーは、競漕中に受けた損傷を理由に競漕の延期、又は無効を主張することはできない。

※100m以内の艇故障に関わる救済措置の規定を削除